

## 藤枝市雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、雨水が河川、下水道等（以下単に「河川等」という。）に流出することを抑制し、及び地下水のかん養を図るため、都市計画区域内に雨水貯留浸透施設設置事業を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水貯留浸透施設設置 自己が所有する雨どいのある建物（以下単に「所有建物」という。）の敷地に雨水浸透ます及び雨水貯留タンクを新たに設置することをいう。ただし、所有建物の敷地が、次に掲げる区域等に雨水浸透ますを設置する場合を除く。

ア 砂防指定地

イ 地すべり防止区域

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

エ 設置により法面等の安定性を損なうおそれがある区域及びその他の雨水浸透ますを設置することが適切でないと市長が認めた敷地

オ 土地利用及び開発行為による事業予定地

(2) 雨水浸透ます 所有建物の敷地上の雨水を地中に浸透させて、河川等への流出を抑制し、及び地下水のかん養を図る機能を有する施設のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 別図に定める雨水浸透ますA型の構造を有する施設であること。ただし、設置する場所の状況により雨水浸透ますA型により難しい場合は、同図に定める雨水浸透ますB型の構造を有する施設とすることができる。

イ 設置により周辺のがけ、擁壁等に崩壊等の悪影響を及ぼすおそれがないものであること。

ウ 設置する数が、次に掲げる所有建物の建築面積に応じ、それぞれに当該各号で定める数以内であること。

① 50平方メートル未満 1基

② 50平方メートル以上 2基

- (3) 雨水貯留タンク 所有建物の敷地上の雨水を貯留させて、河川等への流出を抑制する機能を有する施設のうち、住宅等1棟当たりの貯留容量が合計200リットル以上の既製品をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(次項において「補助対象経費」という。)は、雨水貯留浸透施設の設置に要する経費とする。

2 補助額は、補助対象経費の10分の10以内とし、限度額を所有建物1棟当たり次の各号に掲げる雨水貯留浸透施設区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 雨水浸透ますA型 1基につき10万円
- (2) 雨水浸透ますB型 1基につき5万円
- (3) 雨水貯留タンク 1基につき3万円

3 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から雨水貯留浸透施設の設置に関する補助金等の交付を受けた者(予定の者を含む。)は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設を設置する工事に着手する前に、次に掲げる書類を添えて、雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付申請書(第1号様式)を提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 写真(工事に着手する前の状況が分かるもの)
- (3) 所有建物の配置図に雨水貯留浸透施設を設置する箇所を示した図面
- (4) 雨水貯留浸透施設構造図
- (5) 雨水貯留浸透施設設置工事に係る見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、補助金の交付を決定したときは、雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助金の対象となる施設の内容を変更し、又は設置を中止しようとする場合

には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けて取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助の対象なる施設を設置した日から起算して7年を経過する前に廃止してはならないこと。ただし、廃止について、市長の承諾を得たときは、この限りでない。
- (4) 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定する期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、雨水貯留浸透施設の機能を損なわないように、保守点検及び清掃を定期的に行うものとする。
- (6) この要綱に基づく補助金により設置した雨水貯留浸透施設については、所有建物の敷地の譲渡に伴いその所有者が移転するときは、当該譲受人に対して、当該施設の維持管理の方法等について必要な説明を行うよう努めるものとする。

（変更承認）

第7条 補助事業者は、補助事業の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更（中止）承認申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真（補助対象施設を変更する前の状況が分かるもの）
- (2) 所有建物の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面
- (3) 雨水貯留浸透施設構造図
- (4) 見積書の写し
- (5) 雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付決定通知書の写し
- (6) 前5号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更（中止）承認申請があった場合は、その内容を審査し、変更の承認をするときは、変更（中止）承認書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象施設の設置工事が完了したときは、完了した日

から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに雨水貯留浸透施設設置完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 工事写真（着手前及び完了後の様子が分かるもの。雨水浸透ますにあっては施工中の写真も添付すること。）

(2) 領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるか審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（請求）

第10条 前条の通知を受領した補助事業者は、通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに雨水貯留浸透施設設置事業費補助金請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

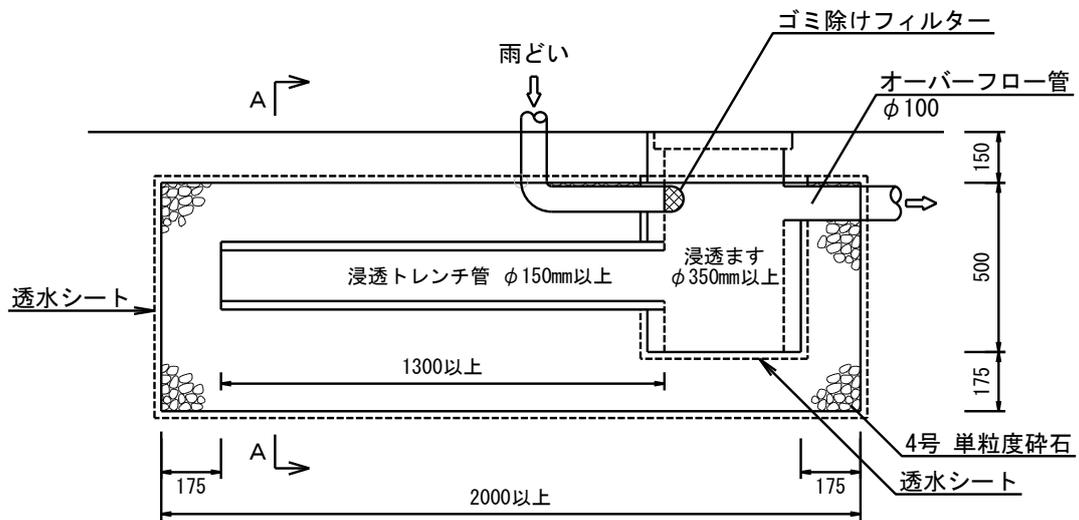
附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

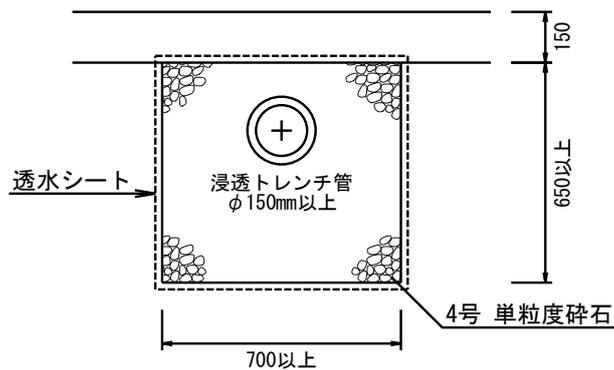
別図（第2条関係）

【参考図】

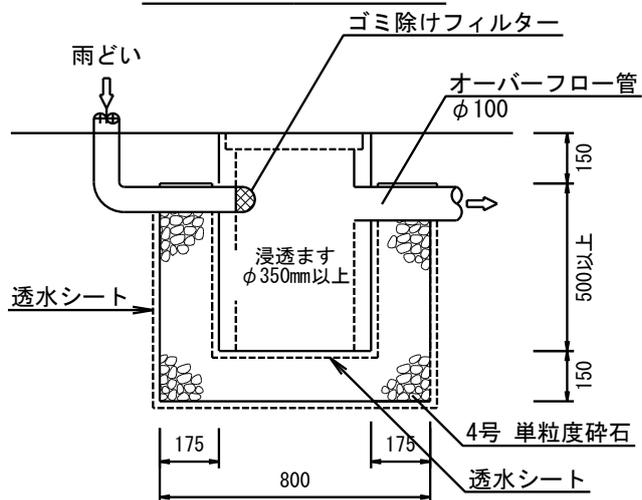
### 雨水浸透ます A 型



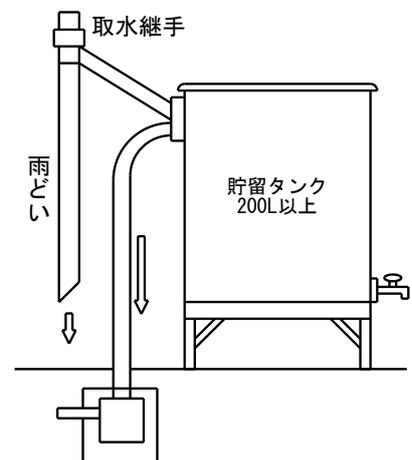
#### A-A 断面



### 雨水浸透ます B 型



### 雨水貯留タンク



第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

申請者 氏名又は名称

電話番号

雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

施 工 箇 所 等	藤枝市			
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	区	雨水浸透ます A 型	容 設 置 数 又 量 は	基
		雨水浸透ます B 型		基
	分	雨水貯留タンク		リットル (基)
設置工事開始予定年月日	年 月 日			
設置工事完了予定年月日	年 月 日			
施 工 予 定 金 額 ( 見 積 金 額 )	円			
交 付 申 請 額	円			
施 工 予 定 業 者	住 所			
	施 工 業 者 名			

- 添付書類 (1) 位置図  
 (2) 写真（工事に着手する前の状況が分かるもの）  
 (3) 住宅等の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面  
 (4) 雨水貯留浸透施設構造図  
 (5) 雨水貯留浸透施設設置工事に係る見積書の写し  
 (6) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった雨水貯留浸透施設設置事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

藤枝市長

宛

住所

申請者 氏名又は名称

電話番号

変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた雨水貯留浸透施設の計画を次のとおり変更（中止）したいので、承認されるよう関係資料を添えて申請します。

1 計画変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後 \_\_\_\_\_ 円

(2) 変更前 \_\_\_\_\_ 円

(3) 差引額 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- (1) 写真（工事に着手する前の状況が分かるもの）
- (2) 住宅等の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面（変更後のもの）
- (3) 雨水貯留浸透施設構造図（変更後のもの）
- (4) 雨水貯留浸透施設設置工事に係る見積書の写し（変更後のもの）
- (5) 雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付決定通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（注）設置を中止し、又は廃止する場合は、添付書類は必要ありません。

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



変更（中止）承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった藤枝市雨水貯留浸透施設設置事業費補助金の変更（中止）について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

2 承認の金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

申請者 氏名又は名称

電話番号

雨水貯留浸透施設設置完了報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた雨水貯留浸透施設の設置が下記のとおり完了しましたので報告します。

1 設置場所 藤枝市

2 設置施設

該当項目	対象施設	設置数
	雨水浸透ます A 型	基
	雨水浸透ます B 型	基
	雨水貯留タンク	(合計 基)

3 完了年月日 年 月 日

4 設置に要した費用 \_\_\_\_\_ 円

5 添付書類 (1) 工事写真（着手前、施工中、完了後の様子が分かるもの）  
(2) 領収書の写し  
(3) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号により決定した補助金の交付について、  
次のとおり交付額を確定したので、藤枝市雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交  
付要綱第 9 条の規定により通知します。

なお、速やかに雨水貯留浸透施設設置事業費補助金請求書の提出をお願いします。

交付確定金額 \_\_\_\_\_ 円

第7号様式（第10条関係）

藤枝市長 宛

住所

申請者 氏名又は名称

㊞

電話番号

雨水貯留浸透施設設置事業費補助金請求書

年 月 日付け第 号により補助金の交付額の確定の通知があった補助金について、藤枝市雨水貯留浸透施設設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名称	(該当するものを○で囲んでください) 銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	口座の種類	普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	